総 務 省

自動車運送事業における事故防止対策に関する行政評価・監視

<ポイント>

(評価・監視結果に基づく勧告)

「行政評価・監視」は、総務省が行う評価活動の一つで、行政の運営全般を対象として、主として合規性・適正性・能率性等の観点から評価を行い、行政運営の改善を推進するものです。

背 景

バス事業、タクシー・ハイヤー事業、トラック事業の事業者数、車両数、交通事 故件数は、いずれも増加

事業者数: 平成5年度末約9万9,000事業者 14年度末約11万6,000事業者

車 両 数 : 平成 5 年度末 約133万台 14年度末 約146万台 交通事故件数 : 平成 5 年 約 4 万6,000件 14年 約 6 万6,000件

事業用自動車には大型車が多く、その乗車人員も多いこと等から、いったん事故が発生した場合の被害や社会的な影響も大

自動車運送事業における安全を確保し、 事故防止の徹底を図る観点から、自動車運 送事業者における運行管理及び車両の整 備管理の実施状況、地方運輸局等の自動車 運送事業者に対する指導・監督の実施状況 等を調査

勧告の柱

調査の結果に基づき、以下の点について改善すべき事項を勧告

- 1 同一事業者における同一原因・同一内容の事故の再発防止対策の徹底
- ・ 事故情報分析システムの活用等による同一原因・同一内容の事故の特定
- ・ 特定した事故の再発防止に有効な方策の事業者への提示とその方策の実施の指導
- 2 運行管理及び車両整備管理の徹底等
 - ・ 関係法令等にのっとった運行管理・車両整備管理の徹底
 - ・ 死亡事故を引き起こした事業者等に対する監査の徹底
- 3 地方運輸局等と労働局との相互通報に基づく措置の徹底
- ・ 道路運送法、労働基準法等に重大な違反の疑いのある事業者に関する通報に基づく監査、臨検監督等の 速やかな着手、処理案件の速やかな回報

勧告先:

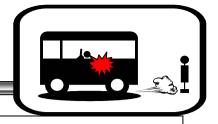
国土交通省 厚生労働省

勧告日:

平成16年5月26日

勧告事項 同一事業者における同一原因・同一内容の事故の再発防止対策の徹底

これに対し



制度・仕組み

事故報告

事業者は、重大事故(事故のうち、死者、重傷者を生じた事故等) を引き起こした場合、事故の発生日時、事故の種類、事故の原因等 を記載した事故報告書を運輸支局に提出する義務あり

事故情報分析システム

事業者から事故報告を受けた運輸支局は、事業者名、事故の種類、事故の原因 (「発車時の安全確認の不良又は不履行」、「乗降口扉の開閉不適切」、「停留所における停車方法の不適切」等 152 種類) 等を事故情報分析システムに入力

現状・実態

15都道府県の136事業者を調査

うち、平成11年4月から14年9月末までの間に、同一原因・同一内容の事故を3回以上繰り返しているバス事業者が、8事業者

- ・上記事業者の事故の総回数:73回
- ・事故による負傷者数:73人

(重傷者52人、軽傷者21人)

- ・ 乗客の乗降時に乗客を見落とし開閉操作を したため乗客が負傷する事故・・・1事業者 事故回数 10回

再 発 防 止 対 策

事業者の対応は

形式的な社内指導の繰り返しだけで、覆面チェックによる運転者の安全 運転の励行状況の確認等有効と認め られる再発防止策を未実施・不徹底

運輸支局の対応は

有効な再発防止対策を講じていない事業者 に対し、対策の提示と指導等を未実施

- ・ 事故情報分析システムにより、同一原因 の事故の検索が可能であるにもかかわら ず、これを未実施
- ・ 事故報告書により、同一内容の事故の特定が可能であるにもかかわらず、これを未実施
- ・ 同一原因・同一内容の事故について、事業者が講じている再発防止対策の内容の把握とその対策の有効性の検証を未実施

勧告要旨

事故情報分析システムにより、同一事業者が繰り返し引き起こしている事故のうち、原因の種類が同一の事故の検索を行い、この検索を行った事故に係る事故報告書に基づき、同一内容の事故を特定すること

同一原因・同一内容の事故を再発し、その都度従前と同じ形式的な社内指導を繰り返すなどにとどまっている事業者に対し、再発を防止する上で有効と認められる方策を提示するとともに、その方策の実施について指導し、その励行状況の確認を行うこと

(国土交通省)

勧告事項 運行管理及び車両整備管理の徹底等

制度・什組み

業 者

道路運送法、貨物自動車運送事業法、道路運送車両法等に基づく事業者の責務

運行管理

- o 営業所ごとに、運行管理者の選任を義務付け
- o 運行管理者の業務
- 運転者の疾病、疲労、飲酒等の有無を確認するた。 め、乗務しようとする運転者に対する点呼等の業務 を実施

車両整備管理

- o 営業所等ごとに、整備管理者の選任を義務付け
- o 整備管理者の業務

これに対し

・ 車両の定期点検等車両整備の管理に関する業務 を実施

等

地方運輸局、運輸支局

監查、行政処分

自動車運送に係る事故防止 の徹底を期するとともに、運 輸の適正を図ることを目的と して、事業者に対し監査、行 政処分を実施

現状・実態

136 事業者中 126 事業者に不適切事例あり

<運行管理が不適切な例>

点呼を実施していないもの、運 行管理者又は代務者ではない者が 点呼を実施しているものなど

・・・・64事業者

< 車両整備管理が不適切な例 >

等

1年間にわたって定期点検を全 く実施してないもの、1年間に2 回しか定期点検を実施していない ものなど・・・・・12事業者

調査した8地方運輸局、15運輸支局の対応は

事業者が、第一当事者(事故に関係した者のうち、過失が最も重 い者など)と推定される死亡事故を引き起こしているにもかかわ らず、特別監査を実施していないもの

・・・・1地方運輸局及び8運輸支局 115事例

1年間に複数回連続して重大事故を引き起こしているにもかか わらず、監査及び行政処分を実施していないもの

> ・・・・・1 地方運輸局及び4運輸支局 7 事例

監査で不適切事項として指摘したにもかかわらず、当省の調査 時において未改善となっているもの・・・11事業者 14事例

勧告要旨

事業者に対し、関係法令等にのっとり、運行管理・車両整備管理を徹底するよう指導すること 監査及びこれに基づく行政処分については、次の措置を講ずること

- 第一当事者と推定される死亡事故を引き起こした事業者、事故を連続して引き起こしている事業者に対する監査を徹底すること
- 監査で指摘した不適切事項については、その後の監査時等に改善状況の確認を励行すること
- 監査に基づく指導、行政処分に従わない事業者に対しては、許可の取り消しを行うなど、厳正な処分を行うこと

(国土交通省)

勧告事項 地方運輸局等と労働局との相互通報に基づく措置の徹底

制度・仕組み

国土交通省と厚生労働省は、自動車運送事業に従事する自動車 運転者の労働時間等の労働条件の改善を図るため、

- o 地方運輸局・運輸支局は、監査により把握した、労働基準法(自動車運転者の労働時間に関する規定)等に重大な違反の疑いのある事業者について、労働局に
- o 労働局は、臨検監督により把握した、道路運送法(運行 管理に関する規定)等に重大な違反の疑いのある事業者に ついて、地方運輸局・運輸支局に

相互に通報

通報を受けた地方運輸局・運輸支局、労働局は、それぞれ、

- o 通報に基づき所要の措置を講じる
- o 措置結果については速やかに回報する

こととされている

* 「自動車運転者の労働条件改善のための相互通報について」(平成元年3月27日、旧運輸省地域交通局長、貨物流通局長と旧労働省労働基準局長との覚書)

現状・実態

通報に基づく措置

通報を受理した案件について、通報を受けてから6か月以上経過していながら、監査・臨検監督等の措置を講じていないもの

- O 8地方運輸局15運輸支局のうち・・・・・・5運輸支局 70件
- O 15労働局のうち・・・・・・・・・・5労働局 10件

措置結果の回報

通報を受けて処理した案件について、処理後、回報していないもの

- O 8地方運輸局15運輸支局のうち・・・1地方運輸局及び1運輸支局 6件
- O 15労働局のうち・・・・・・・・・・5労働局 31件

勧告要旨

通報を受理した案件については、監査・臨検監督等の措置に速やかに着手するとともに、処理後速やかに回報すること

(国土交通省及び厚生労働省)

その他の勧告事項の要旨

事業者に対し、事故報告書の期限内の提出を励行させること

事業者に対し、事故を起こした運転者等に対する特別指導を確実に実施するよう指導すること

(国土交通省)